

とが考えられるが、これに対しては蔵相が強く反対しており、このため年金保険としては史上初めて金融市場で資金を調達せざるをえないこととなる。

それにしても年金保険の財政事情は半年前に比べて好転していると思われる。保険料収入は以前考えられたよりよくなっているが、しかしだからといって給付能力が向上したわけではない。だから連盟としては、例えば議会の公布した重度障害者の選択制老齢年金資格限度（Flexible Altersgrenze）の費用を、1981年以後も連邦が負担することを断固として要求する。1981年とそれ以後の期間を区別して扱う理由は全くないからである。

さらに連盟としては、連邦がこの新法の費用について予想している額だけに限ろうとしていることにも反対する。連邦はこの選択制老齢限度の引き下げに伴う費用を1982年までに12億マルクと見積っているが、連盟はこれを19億マルクと考える。その後もこの費用は上がって、1992年までに140億マルクに達すると算定される。

以上のように連盟は議会に対して新法の財源計画を批判し修正を求めており、議会は連邦政府に対し、1981年中期までの老齢限度引き下げの財政的影響を報告し、1982年以後の財政計画をすることを要求している。

Süddeutsche Zeitung, 24. Oktober

（安積鋭二 国立国会図書館）

年金保険の財政について (2)

連邦労相 Ehrenbergによると、選択制老齢年金受給資格限度（Flexible Altersgrenze）が引き下げられた後重度障害者の半数以上が早期に年金を

受けるようになる場合でも、1982年までは年金保険の財源は確保されるはずであるという。このことは年金保険担当機関連盟が、政府の景気対策一括法案の定めているように、1979年1月1日から選択制老齢限度を現在の62歳から61歳に、さらに1年後には60歳に引き下げられた場合、重度障害者の70%はこの制度を利用するようになるだろう、との予想に答えて表明されたものである。

1978年末には、積立金はこれまでの見込み以上の17億マルクに達するという労相の指摘だと、専門家の意見ではこれはつまり、政府は老齢限度引き下げのために、規定の7億9千万マルクの補助金を増額するつもりはなく、それ以上の負担は年金保険の方で独自に負担しなければならないということである。つまりこの補助金は、重度障害者の2人のうち1人が早期に年金を受給するようになった場合にしか、対応できないものだということである。

労相は保険料拠出収入について、1978年末までに約12億マルクと、景気が予想されている以上に好転した場合の計算をしているが、これは政府の合理化措置がうまくいったことを物語っている。

Süddeutsche Zeitung, 27. Oktober

（安積鋭二 国立国会図書館）

オーストラリアの社会保障改正

オーストラリア政府は、このたび、所得保障および医療保障の双方において、かなり大胆な社会保障制度の改正を行なった。改正の基調は、経済的苦況のなかでの社会保障の合理化として特徴づけられるであろう。

以下は、1978年度改正の要点である。